

○旭川工業高等専門学校明誠寮防犯カメラの運用に関する規程
(平成18.4.18 達第5号)

改正 平成19.2.13 達第18号

旭川工業高等専門学校明誠寮防犯カメラの運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、旭川工業高等専門学校明誠寮における防犯及び部外者の侵入防止を目的に設置した防犯カメラ(一定の場所に常設されるカメラで、画像表示、録画のために必要な関連機器で構成されたものをいう。以下同じ。)の運用について、必要な事項を定める。

(防犯カメラ管理責任者等)

第2条 防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)は校長とする。

2 防犯カメラ管理取扱者(以下「管理取扱者」という。)は、寮務主事及び学生課長をもって充て、管理責任者を補佐する。

(設置場所)

第3条 防犯カメラの設置場所及び設置台数は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 女子寮1階玄関内 | 1台 |
| (2) 女子寮1階廊下(玄関付近、通用口付近) | 2台 |
| (3) 管理棟1階廊下(女子寮通用口付近) | 1台 |
| (4) 管理棟1階集会室 | 2台 |

(防犯カメラ設置等の周知)

第4条 管理責任者は、防犯カメラの設置に当たって、防犯カメラの動作及び運用目的を掲示物等により寮関係者へ周知しなければならない。

(記録媒体の保管等)

第5条 管理責任者及び管理取扱者は、防犯カメラによって撮影された画像を記録した媒体(以下「記録媒体」という。)について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラから得られた画像の確認作業は、管理責任者又は管理取扱者が行うこと。
- (2) 防犯カメラから得られた画像は、決められた端末以外での閲覧をしないこと。また、管理責任者の許可なく、記録媒体等を閲覧端末設置場所以外に持ち出さないこと。
- (3) 管理責任者が特に必要と認めた場合以外は、防犯カメラから得られた画像の保存期間は一月以下とし、保管が不要になった場合又は期限到来の情報は直ちに破棄すること。
- (4) 管理責任者は、前各号のほか、画像及び記録媒体の不正利用、外部流出及び改ざん等の防止に努めること。

(目的外利用及び外部提供)

第6条 管理責任者は、画像及び記録媒体の内容を設置目的以外の目的(以下「目的外」という。)のために利用又は提供(以下「利用等」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 法令に定め(目的外のために利用等をしてはならないこととなる定めに限る。)があるとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、目的外のために利用等をする事について、旭川工業

高等専門学校運営委員会が必要があると認めたとき。

(遵守事項)

第7条 管理責任者は、個人情報保護に関する法令を遵守して、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(苦情処理)

第8条 管理責任者は、寮関係者等から防犯カメラの設置、運用等に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(違反行為への措置)

第9条 管理責任者は、管理取扱者等がこの規程の趣旨に反する行為をしていると認める場合は、報告を求め、当該違反行為の中止、その他違反を是正するために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この規程は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19.2.13 達第18号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。